

三原市告示第 7 7 号

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき，大規模小売店舗の変更届出がなされたので，同法第 6 条第 3 項の規定において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり告示します。

令和 2 年 5 月 1 4 日

三原市長 天 満 祥 典

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
フードガーデン ニチエー中之町店  
広島県三原市中之町二丁目 3 5 6 6 番 2
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社 ニチエー  
代表者取締役社長 上野 郁夫  
広島県福山市南松永町二丁目 1 9 番 3 1 号
- 3 変更した事項
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名  
(変更前)  
坂本 憲秀  
(変更後)  
上野 郁夫

(2)大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業者名		住所
名称	代表者	
株式会社 ニチエー	代表取締役社長 坂本 憲秀	広島県福山市南松永町 二丁目19番31号

(変更後)

小売業者名		住所
名称	代表者	
株式会社 ニチエー	代表取締役社長 上野 郁夫	広島県福山市南松永町 二丁目19番31号

4 変更の年月日

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

令和2年3月2日

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

令和2年3月2日

5 変更する理由

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

代表者変更のため

(2)大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

代表者変更のため

6 届出年月日

令和2年5月13日

7 届出等の縦覧場所

三原市経済部商工振興課（三原市役所本庁舎3階）

8 届出等の縦覧期間及び時間帯

令和2年5月14日から令和2年9月11日の午前8時30分から午後5時15分、ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

- 8 法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、当該公示の日から4月以内に、三原市に対し意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和2年9月11日

三原市経済部商工振興課